

第2回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和2年5月14日（木曜）			午前 9時30分 開会		
	休憩 9:31-9:32、9:40-9:42、9:43-9:44、10:15-10:16、 10:23-10:24、10:35-10:45					
	午前11時04分 閉会					
	休憩時間： 0時間21分			会議時間： 1時間13分		
会議場所	役場3階 第1委員会室					
出席委員 氏 名	委員長	正村紀美子	委員	中村 和宏		
	副委員長	鈴木 健充	委員	柴田 正博		
	委員	黒田 栄継	委員	西尾 一則		
	委員	堀切 忠			議長	早苗 豊
説明員	商工観光課長	紺野 裕				
	商工観光課長補佐	小林 徳昭				
	観光物産係	田川 唯史				
参考人						
欠席委員 氏 名						
事務局職員	事務局長	仲野 裕司	係長	佐藤 史彦		
『会議に付した事件と会議結果など』						
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。						
2 議 件 委員長：お諮りします。調査事項に入る前に、前回の委員会において、「一部の憶測に基づく発言は、委員会の場で訂正すべき」と決定した件については、本調査事項アに関連しますので、先に訂正したいと思います。異議ありませんか。 (異議なし) 委員長：訂正すべき発言箇所について参考資料を配布します。 委員長：5月1日開催の第1回総務経済常任委員会において、委員として行った私の発言は、事業者決定前であり、一部憶測に基づく発言であったことから、参考資料で示した部分の一連の質疑について、全てを取消したいと思います。 お諮りします。発言の取消しを許可することについて異議ありませんか。 (異議なし) 委員長：発言取消を許可することに決定しました。 なお、ただいま決定された発言取消しに伴い、参考資料に記載の、「商工観光課長						

の答弁も当然に取消されるもの」として取扱うことにしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なし)

委員長：「商工観光課長の答弁も当然に取消されるもの」として取扱うことに決定しました。

(1) 調査事項

ア 新嵐山スカイパーク活用計画の進捗状況について

委員長：担当課から説明願います。

商工観光課長：今回の嵐山地域の民間活用については活用計画に沿って事業を進めてきたが、今回は特に町民の財産である新嵐山スカイパーク一帯に係る行政財産の使用であり、議会に対し事前に情報提供を行いながら進めるべきであったと反省している。今後は議会、町民に対し情報提供を行いながら丁寧に進めていく。詳細は担当から説明する。

商工観光課長補佐：運動広場東側の活用に係る前回の説明以降の進捗について、めむろワイナリー株式会社を事業者として認定、5月1日にプロポーザル審査結果通知、7日に行政財産使用許可申請受理、8日に使用許可書の交付を行った。事業者においては、5月中旬施設建設着工、9月末完成、10月からの醸造開始が予定されている。事業者からの承諾を得たことから、ワイナリーの平面図、イメージ図を資料として示している。

委員長：質疑を行います。

鈴木委員：めむろワイナリー株式会社の企業実態は公表できるか。

商工観光課長補佐：事業者の承諾が得られていないため差し控える。

鈴木委員：ワインの年間生産量などは。

商工観光課長補佐：年間6万本、必要なブドウ畑は10haと計画されている。

委員長：委員長を交代します。

正村委員：行政財産の目的外使用について、商工観光課で土地の貸付など他に事例はあるか。

商工観光課長補佐：過去には美生川改修工事の際や、運動広場をイベント会場として許可した事例などがある。

正村委員：一時的な使用を前提としたもの。今回は大きな建造物が建つ。同様の事例が町にあるのか。

商工観光課長補佐：商工観光課として把握しているものはないが、普通財産において事例はあると承知している。

正村委員：行政財産の目的外使用ではなく、他の手法による行政処分方法は検討しなかったのか。

商工観光課長補佐：新嵐山スカイパーク一帯において土地利用に関する計画は定めていないが、利活用の指針を定めている。公共投資を想定していないエリアについては、ビジョンに沿って官民連携を図るとしており、観光の振興に寄与する公共性と、住民ニーズなど市場性により評価している。当該地について公共性は高いが市場性

が低い財産と判断し、町が保有継続しつつ民間への一時的な貸付を行うとして、目的外による許可を進めたもの。

正村委員：趣旨は今までの説明通りである。それを踏まえた別の手法を検討しないのか。本町は行政財産の貸付規定がない。目的外使用は一時的な使用を前提としたものである。行政財産の長期的な貸付においては行政の収益、事業者の利益に資するものとして行うべきであり、そのような手法は検討していないのか。

商工観光課長補佐：地方自治法238条の4第2項を用いる検討は課内部で行ったが、他の行政財産も含めた調整が難しく、嵐山に関しては指針を定めて進めることとしたもの。行政財産であり町としての統一した見解は必要と考えており、内部協議を進めながら令和4年度以降は条例改正など状況に応じて対応していく。

正村委員：調整は難しいとのことだが、具体的には。

商工観光課長補佐：行政財産として個別の検証等が必要であり時間がかかる。

正村委員：町全体の行政財産の協議が整わない中で、嵐山のみが先に進むことの内部協議はどのようになされたか。

商工観光課長補佐：3月に策定した活用計画の達成に向けて早急に進めるため、今回の手法とした。

正村委員：令和4年更新の際の検討に関する答弁があったが、町の統一見解のスケジュールについて商工観光課としてはどう考えるか。

商工観光課長：行政財産の目的外使用許可について、所管課としては活用計画に沿って民間活用を進めている。この場合は民間投資であり、民間の事業計画による進め方に合わせていく必要もあり、今回の手法を採用した。

正村委員：行政財産貸付の整理が終わっていない状況。行政手続きを丁寧に進めることが議会や町民への透明性確保とならないか。

商工観光課長：民間活用による行政財産のあり方は現時点の条例に基づき進めており、情報提供等に欠けていたということは冒頭のとおり。今後も嵐山の活用計画に沿って関係課と調整しながら進めていきたい。

正村委員：行政財産の目的外使用ではなく、貸付で行うべき。4年後ではなく早急に条例改正を行い、整理する考えは。

商工観光課長：計画に基づき進めていく。指摘のある部分については、計画実行に支障がない形で協議を進めていく。

正村委員：既成事実を積み上げての条例改正は望ましくない。今後も嵐山一帯で活用を予定されるものがあると思うが、議会への説明だけでなく事務手続きもきちんと進めるべき。

商工観光課長：活用計画を進める上では、事務手続きも重要と考え、庁舎内でも協議しながら進めたい。

柴田委員：嵐山全体の考え方について。直営から3セクに移した際の経過もあり、町の財産がどのように使われていくかというけん制の意味で議会からも様々な質疑が出る。今回の計画もそうだが、町民にもっと使ってもらいたいという意見や、全く関心がないように見える方もいる。町民に興味を持ってもらえるように進める必要があるのではないか。

商工観光課長補佐：第5期芽室町総合計画において新嵐山スカイパークの基本方針を定めており、それを基に活用計画を策定している。町民、町外からの来訪者をターゲットとしている。町民には誇れる場所として認識し、外部に伝えてもらいたい。管理運営手法として、直営から3セクに移行してきたが、サイウンディング調査も踏まえ、令和3年度からは公募制としたい。価値や魅力を高めるため、ビジョンに賛同する方と進める。

西尾委員：コロナウイルス感染症で事業者も大変。焦って進めない方が良いのではないか。

商工観光課長補佐：嵐山においても問題となっている。今後の指定管理者の公募等においても影響がないとは言えないが、令和3年4月に間に合うように進める。

西尾委員：業者がそれどころではない状態であり、1年先送りなども検討すべきではないか。

商工観光課長補佐：サウンディング調査に参加した業者等の意見も聞きながら進めていく。

委員長：委員長を交代します。

鈴木委員：町民への周知。ワイナリーが建つということで、地域への報告は行わないのか。

商工観光課長補佐：新嵐山株式会社から提案されている内容も含め、議会だけでなく広報誌の活用、地域への説明を考えている。

鈴木委員：ワイナリーが建つと、キャンプ場が点在し、パークゴルフ場もつぶす可能性がある。公認コースを閉鎖するのか。

商工観光課長補佐：認定コースであり、縮小すると認定が取り消される可能性もある。まだ方針は決定しておらず、関係団体等とも協議しながら進める。

鈴木委員：町民には「せっかくいい場所なのに」、「行きたいんだけど」にクエスチョンマークがついている。町民の憩いの場であるべき。家族が楽しめる施設は検討しているか。

商工観光課長補佐：ターゲットとして女性を起点にファミリーを想定。未就学児を持つ家族が楽しめるものが検討されている。エリア全体は体験型の農村地帯の宿としてのビジョンもあり、ハード、ソフト両方充実するよう運営先と協議していく。

委員長：以上で質疑を終わります。

委員長：自由討議を行います。行政内部の整理の仕方、議会への情報提供などについて意見をいただきたい。

鈴木委員：議会や町民への情報提供について、コロナウイルス感染症もあるが怠っていたと考えられる。今後は気を付けていただきたい。

中村委員：今回の運動広場東側は大きな動きの始まりとなる。今後の活用はその都度調査する必要がある。町民への丁寧な説明が大事。嵐山を出た時に良かったなど思える環境整備になるよう注視する必要がある。

柴田委員：嵐山はこれまであまり注目されてこなかった。内向きに使ってもらえなければインバウンドなどの宿泊も難しい。地元利用されるあり方を考えるべき。外のニーズに振り回されてはいけない。3セクであっても町の財産である以上議会も

チェックする必要がある。

堀切委員：インバウンド、観光客が意識されているが、コロナによって見直し、変更も考えるべき。議会への情報提供は今後も必要だが、町民参加、情報提供が全く足りていない。今後の利用につながるものである。

黒田委員：嵐山に限らず民間が参入する事例は今後も出てくる。その際の進め方を整理し明確にする必要がある。

委員長：スカイパーク活用計画の進捗について今後も調査を継続することでよいか。
(異議なし)

委員長：以上で自由討議を終わります。

委員長：以上で調査事項「ア 新嵐山スカイパーク活用計画の進捗状況について」を終わります。

イ 議会モニター会議のテーマ意見への対応について

委員長：Aグループについて説明願います。

中村委員：身近な問題として多くの意見をいただき、町内会は、行政の下請けの関係ではなく自分たちの地域は自分たちで守り、主体的に関わっていくという意識づくりの必要性を確認した。その後、ミーティング、委員会調査を経て資料のとおりまとめたもの。

委員長：Bグループについて説明願います。

鈴木委員：5人のモニターに加わってもらい、観光資源・体験型観光などは、北海道ならどこの町でも考えているし、町のオリジナリティーが無い事など、モニター会議での意見交換の内容を踏まえて、委員会の共通認識を確認し資料のとおりまとめたもの。

委員長：Aグループについて質疑、意見はありませんか。

鈴木委員：内容はまとまっており問題ない。

委員長：資料のとおりまとめとします。

委員長：Bグループについて質疑、意見はありませんか。

堀切委員：一部の字句修正はあるが、内容は問題ない。

委員長：今回の新嵐山の調査も含めて、計画が動き出したこと、町民への情報提供など一部の修正は正副委員長に一任いただき、委員会のまとめとして決定したい。

(異議なし)

委員長：決定とします。

委員長：以上で調査事項「イ 議会モニター会議のテーマ意見への対応について」を終わります。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について
正副委員長一任とします。

(2) その他

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	2名	合計	3名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和2年5月14日

総務経済常任委員会委員長 正村紀美子